

医 事 課

1. 医療従事者数

職 種	従事者数	備 考 (資料等)
	人	
医 師	262,687	平成14年末届出者数
歯 科 医 師	92,874	「平成14年医師・歯科医師・薬剤師調査」
保 健 師	44,226	平成14年末従事者数
助 産 師	25,877	「医療施設（動態・静態）調査・病院報告」及び 「衛生行政報告例」による推計
看 護 師	740,375	
准 看 護 師	423,018	
診療放射線技師	54,035	平成14年末免許取得者数
理学療法士	33,439	
作業療法士	19,817	
臨床検査技師	148,041	
衛生検査技師	132,543	
視能訓練士	4,942	
臨床工学技士	16,354	
義肢装具士	2,755	
救急救命士	23,093	
言語聴覚士	6,723	
歯科衛生士	73,297	平成14年末従事者数 「衛生行政報告例」
歯科技工士	36,765	
あん摩マッサージ指圧師	97,313	
はり師	73,967	
きゅう師	72,307	
柔道整復師	32,483	

2. 養成施設等の現状

(平成15年4月1日現在)

養成種別	厚生労働大臣指定		文部科学大臣指定等		計	
	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
	か所	人	か所	人	か所	人
医師	—	—	80	7,695	80	7,695
歯科医師	—	—	29	2,980	29	2,980
保健師	32	1,160	121	8,260	153	9,420
助産師	33	750	99	5,740	132	6,490
看護師	799	35,272	298	17,710	1097	52,982
准看護師	*297	14,058	118	1,210	415	15,268
歯科衛生士	117	6,295	21	1,290	138	7,585
歯科技工士	57	2,388	14	525	71	2,913
診療放射線技師	16	1,122	27	1,188	43	2,310
理学療法士	123	5,915	44	1,210	167	7,125
作業療法士	112	4,660	35	997	147	5,657
臨床検査技師	33	1,594	23	780	56	2,374
視能訓練士	16	682	4	130	20	812
臨床工学技士	27	1,477	5	190	32	1,667
義肢装具士	5	120	—	—	5	120
救急救命士	28	1,782	2	200	30	1,982
言語聴覚士	39	1,385	9	380	48	1,765
あん摩マッサージ指圧師	7	333	84	776	91	1,109
はり師・きゆう師	53	3,694	4	340	57	4,034
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師	26	1,195	59	598	85	1,793
柔道整復師	58	5,200	1	60	59	5,260

- ※注1. 医師の文部科学大臣指定等には、防衛医科大学校を含む。
 2. 医師、歯科医師は募集人員であり、その他は1学年定員である。
 3. 准看護婦の※印は都道府県知事指定である。

3. 医師臨床研修関係経費

医師臨床研修費補助金について

平成16年1月9日
医政局医事課

平成16年度からの医師臨床研修の必修化は、良質かつ適切な医療の提供に向けた改革の基礎として不可欠なものであり、新制度の円滑な実施を図るため、研修を行う病院に必要な支援を行う。

○ 予算案 171億円 (平成15年度予算 43億円)

○ 内 容

(1) 教育指導経費 111億円 (43億円)

- ・ 指導医の指導時間の延長
- ・ プログラム責任者(副院長クラス)の配置
- ・ 研修管理委員会の設置 等

(2) 導入円滑化特別加算 60億円(新規)

研修医にアルバイトを行わず、適切な指導体制を確保した宿日直研修を支援することにより、新制度の円滑な導入・定着を推進する。

- ・ 臨床研修を行う病院が、研修プログラムに基づき、適切な指導体制と医療安全を確保した上で行う研修医の宿日直研修について、人件費等の増加分にかかる補助を行う。

注) 新制度では、1年次生は指導医等と組んで宿日直を行うこと、2年次生は指導医等のオンコール体制の下で宿日直を行うこと、としている。

- ・ 宿日直研修を実施し、補助対象となる病院は、①研修医の処遇を引き上げ、かつ、臨床研修を実施する上で経営支援が必要な病院、②医師不足地域に所在する病院。

(補助対象となる病院、補助金額等の具体的内容は今後早急に検討)

平成16年2月4日

医師臨床研修
単独型・管理型臨床研修病院長 殿
(臨床研修担当者)

厚生労働省医政局医事課長補佐

研修医の宿日直研修事業実施見込調について(依頼)

平成16年度からの医師臨床研修の必修化に当たり、別添「医師臨床研修費補助金について」のとおり、新制度の円滑な実施に必要な予算(案)を確保したところです。

このうち、導入円滑化特別加算の補助対象となる医療機関、補助金額等の具体的内容を決定するに当たって、各臨床研修病院における研修医の処遇(※)に関して、平成16年度実施見込及び平成15年度実績(見込)を把握する必要があります。

つきましては、現時点で研修医を受け入れる予定のある病院を対象に、別添「研修医の宿日直研修事業実施見込調」の調査を実施いたしますので、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。平成16年度に1、2年次生とも採用予定のない病院は回答の必要はありません。

参考として、現時点において導入円滑化特別加算の補助対象として想定している病院を、下記に示しました。今後、調査結果等を踏まえ、具体的内容を精査することとしています。

また、研修医の処遇は年額360万円程度(月額にして30万円)を目安と考えており、平成16年度予定額がそれに達しない病院にあっては、今後、改善方針(年次計画)をお示しいただくことを検討しています。

なお、教育指導経費については、1人当たり一定の基準額で補助する予定です。

(※) 研修医の処遇には、研修医の手当に加え宿舍の貸与等の現物支給が含まれます。

記

1. 提出期限 平成16年2月20日(金)
メールにて、rinken@mhlw.go.jpへ送信してください。
2. 現時点における導入円滑化特別加算(宿日直研修事業)の補助対象病院
 - ① 研修医の処遇を改善し、かつ、研修を実施する上で支援が必要な病院
 - ・平成15年度の処遇が年額360万円以下の病院であって、平成16年度の処遇を改善する病院を対象。ただし、経営状況が良い病院は除く。
 - ・宿日直研修事業に対して補助し、補助額については平成15年度から平成16年度への処遇改善分の半分程度とする。
(最低賃金に相当する処遇を年額140万円として、
最大で $(360万円 - 140万円) \times 1/2 = 110万円$ 程度の補助)
 - ② 医師不足地域に所在する病院(①に該当する病院を除く)
 - ・平成15年度の処遇が年額360万円を超えており、平成16年度の処遇も360万円以上である病院。
 - ・二次医療圏における医師数等から判断して、医師不足地域に所在する病院。
 - ・宿日直研修事業に対して補助し、補助額については一定額とする。

注) 新規指定病院における補助額については、本調査の結果を踏まえて一定額とすることを検討。

※ ご不明の点がありましたら、下記までご照会下さい。

本調査についての照会先：医政局医事課 川瀬、生駒 03-5253-1111(内線)2566

1. 平成16年度社会保険診療報酬等の改定概要（臨床研修機能に係るもの）

○ 臨床研修機能の整備に伴う医療の質の向上の評価

平成16年度からの新医師臨床研修制度の導入に併せて、臨床研修機能の整備に伴う医療の質の向上を評価する。

2. 療養に要する額の算定方法（抄）

（平成6年厚生省告示第54号、一部改正 平成16年2月27日厚生労働省告示第47号）

第二部 入院料

第二節 入院基本料等加算

A204-2 臨床研修病院入院診療加算（入院初日） 30点

注 臨床研修病院（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院をいう。以下この表において同じ。）であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た臨床研修病院である保健医療機関に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料を除く。）のうち、臨床研修病院入院診療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院初日に限り所定点数に加算する。

3. 基本診療料の施設基準等（抄）

（平成14年厚生労働省告示第73号、一部改正 平成16年2月27日厚生労働省告示第49号）

第八 入院基本料等加算の施設基準等

六 臨床研修病院入院診療加算の施設基準

- ・ 医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生労働大臣の指定する病院（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百五十八号）附則第三項の適用を受けているものを除く。）であること。
- ・ 診療録管理体制加算に係る届出を行った保険医療機関であること。
- ・ 研修医の診療録の記載について、臨床研修指導医が指導及び確認をする体制がとられていること。
- ・ その他臨床研修を行うにつき十分な体制が整備されていること。

4. 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（抄）

（平成14年3月8日保医発 第0308002号 一部改正平成16年2月27日保医発第02227002号）

別添3 入院基本料等加算の施設基準等

第6 臨床研修病院入院診療加算

1 臨床研修病院入院診療加算に関する施設基準

- ・ 指導医は臨床経験を7年以上有する医師であること。
- ・ 研修医2.5人につき、指導医1人以上であること。
- ・ 当該保険医療機関の医師の数は、医療法に定める基準を満たしていること。
- ・ 加算の対象となる保険医療機関は、臨床研修病院であって研修管理委員会が設置されている単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院（大学病院を含む。）であること。
- ・ 当該保険医療機関の職員を対象とした保険診療に関する講習（当該保険医療機関が自ら行うものを指し、当該保険医療機関以外のものにより実施される場合を除く。）が年2回以上実施されていること。
- ・ 研修医数は、病床数を10で除した数又は年間入院患者数を100で除して得た数を超えないものであること。

5. 実施上の留意事項

（平成14年保医発第0308001号、一部改正平成16年2月27日保医発 第0227001号）

A204-2 臨床研修病院入院診療加算

- Q 研修医が、当該保険医療機関の研修プログラムに位置づけられた臨床研修病院及び臨床研修協力施設において研修を受けている場合に算定できる。
- R 研修医の診療録の記載に係る指導及び確認は、速やかに行うこととし、診療録には指導の内容がわかるように指導医自らが記載を行い、署名をすること。

4. 医学部入学定員の推移

区分		昭和					平成		
		40	45	50	55	60	元	2	
大 学	国立	学校数	24	25	34	42	43	43	
		入学定員	1,980	2,360	3,680	4,560	4,640	4,285	4,165
	公立	学校数	9	9	8	8	8	8	8
		入学定員	580	620	620	660	660	660	660
	私立	学校数	13	16	28	29	29	29	29
		入学定員	1,000	1,400	2,820	3,040	3,040	(2,935)	(2,925)
計	学校数	46	50	70	79	80	80	80	
	入学定員	3,560	4,380	7,120	8,260	8,340	(7,880)	(7,750)	

区分		平成							
		3	4~5	6	7~8	9~10	11~14	15	
大 学	国立	学校数	43	43	43	43	43	43	
		入学定員	4,165	4,170	4,170	4,165	4,165	4,155	4,155
	公立	学校数	8	8	8	8	8	8	8
		入学定員	660	660	660	660	655	655	655
	私立	学校数	29	29	29	29	29	29	29
		入学定員	(2,915)	(2,895)	(2,885)	(2,885)	(2,885)	(2,885)	(2,880)
計	学校数	80	80	80	80	80	80	80	
	入学定員	(7,740)	(7,725)	(7,715)	(7,710)	(7,705)	(7,695)	(7,690)	

(注) 1. 国立には、防衛医科大学校を含む。

2. () 内は、募集人員。

5. 平成16年医政局所管国家試験実施計画日程表

	官報公告	願書受付期間	受験票交付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地	会場数
第98回 医師国家試験	15. 8. 1(金)	16. 1. 15(木)~1. 30(金)	16. 3. 16(火)~3. 19(金)	16. 3. 20(土)21(日) 22(月)		16. 4. 22(木)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、熊本県、沖縄県	12
第97回 歯科医師国家試験	15. 8. 1(金)	16. 1. 13(火)~1. 30(金)	16. 3. 11(木)~3. 16(火)	16. 3. 17(木)18(木)		16. 4. 20(火)	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、福岡県	8
第90回 保健師国家試験	15. 8. 1(金)	15. 11. 28(金)~12. 18(木)	16. 2. 20(金)までに郵送	16. 2. 23(月)		16. 3. 26(金)	北海道、青森県、宮城県、東京都、 愛知県、石川県、大阪府、広島県、 香川県、福岡県、沖縄県	11
第87回 助産師国家試験	"	"	"	16. 2. 24(火)		"	"	11
第93回 看護師国家試験	"	"	"	16. 2. 22(日)		"	"	11
第56回 診療放射線技師試験	15. 10. 1(水)	16. 1. 6(火)~1. 19(月)	"	16. 3. 4(木)		16. 4. 9(金)	(全科目)北海道、宮城県、東京都、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県	8
第50回 臨床検査技師国家試験	"	"	"	16. 3. 5(金)		16. 4. 9(金)	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、広島県、香川県、福岡県、 沖縄県	9
第39回 理学療法士国家試験	"	"	"	16. 3. 7(日)	16. 3. 8(月) (点字受験者)	16. 4. 14(水)	(筆記)北海道、宮城県、東京都、愛知 県、大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 (実地)東京都	8 1
第39回 作業療法士国家試験	"	"	"	"	"	"	北海道、宮城県、東京都、愛知県、 大阪府、香川県、福岡県、沖縄県 (実地)東京都	8 1
第34回 視能訓練士国家試験	"	"	"	16. 3. 5(金)		16. 4. 9(金)	東京都、大阪府	2

平成16年医政局所管国家試験実施計画日程表 (財団実施)

	官報公告	願書受付期間	受験票交付期間	筆記試験	実地試験	合格発表	試験地	(か所数)
第17回 臨床工学技士 国家試験	15.10.1(水)	16.1.9(金)~1.30(金)	16.2.27(金)に投函	16.3.7(日)	—	16.3.29(月)	北海道、東京都、大阪府、福岡県	4
第17回 義肢装具士 国家試験	〃	16.1.23(金)~2.6(金)	16.2.13(金)に投函	16.3.5(金)	—	〃	東京都	1
第13回 歯科衛生士試験	〃	16.1.6(火)~1.20(火)	16.2.25(水)に投函	16.3.7(日)	—	〃	北海道、宮城県、東京都、新潟県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県、 福岡県、沖縄県	10
第25回 救急救命士 国家試験	15.11.25(火)	16.1.13(火)~2.13(金)	16.3.11(木)に投函	16.3.21(日)	—	16.4.21(水)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 福岡県	5
第12回 あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師試験	15.10.1(水)	15.12.15(月)~16.1.5(月)	16.2.9(月)に投函	16.2.28(土) 16.2.29(日)	—	16.3.29(月)	各都道府県	47
第12回 柔道整復師試験	15.9.1(月)	16.1.5(月)~1.23(金)	16.2.20(金)に投函	16.3.7(日)	—	〃	北海道、宮城県、東京都、石川県、 愛知県、大阪府、広島県、香川県 福岡県	9
第6回 言語聴覚士 国家試験	〃	15.12.1(月)~12.19(金)	16.2.4(水)に投函	16.2.21(土)	—	16.4.9(金)	北海道、東京都、愛知県、大阪府、 広島県、福岡県	6

6. 外国医師・外国歯科医師の臨床修練の実施状況

1. 臨床修練病院指定数 (平成15年12月31日現在) 295 病院

(内訳)

() 歯科の再掲 <> 統廃合

区分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	小計
大学附属病院	(30) 140	0	0	1	1	1	0	<1,Δ1> 0	0	Δ 1	Δ 2	(30) 140
国立病院等	23	0	0	0	0	1	0	<1,Δ1> 0	0	0	<1,Δ1> 0	24
公立病院	39	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	42
日赤	10	0	0	1	Δ 1	0	0	0	0	0	0	10
上記以外の研修指定病院	33	0	0	0	0	1	0	1	0	2	2	39
基準4の病院	18	2	2	1	1	1	2	1	3	2	0	33
計	(30) 263	3	2	3	1	4	2	3	3	4	0	(30) 288

区分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
大学附属病院	Δ 1	<1,Δ1> 0	1	0	<1,Δ9> Δ 8	(22) 132
国立病院等	0	0	Δ 1	1	0	24
公立病院	0	0	0	0	0	42
日赤	0	0	0	0	0	10
上記以外の研修指定病院	1	1	1	1	0	43
基準4の病院	1	0	3	6	1	44
計	1	1	4	8	-7	(22) 295

2. 臨床修練医・修練歯科医許可数 (平成15年12月31日現在)

臨床修練医 873名 臨床修練歯科医 129名 計 1002名

(内訳)

区 分	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	小計
臨床修練医	29	68	46	45	56	87	42	48	58	43	62	584
臨床修練歯科医師	4	15	6	7	5	9	7	18	6	6	9	92
計	33	83	52	52	61	96	49	66	64	49	71	676

区 分	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
臨床修練医	56	57	63	68	45	873
臨床修練歯科医師	8	4	11	7	7	129
計	64	61	74	75	52	1002

3. 臨床修練指導医・指導歯科医認定数

(平成15年12月31日現在)

指導医 2,468名 指導歯科医 370名 計 2,838名
(内訳)

区分	昭和63年度		平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		小計	
	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医
大学附属病院	652	82	223	44	41	15	82	11	58	12	126	27	51	20	67	15	1,300	226
国立病院等	183	0	9	0	0	0	12	0	8	0	13	0	3	0	10	0	238	0
公立病院	64	0	5	0	1	0	2	0	3	0	6	0	1	0	4	0	86	0
日赤	6	0	4	0	2	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	19	0
上記以外の研修指定病院	74	0	8	0	2	0	1	0	5	0	5	0	0	0	5	0	100	0
基準4の病院	58	1	9	0	6	0	4	0	2	0	4	0	5	0	0	0	88	1
計	1,037	83	258	44	52	15	107	11	76	12	155	27	60	20	86	15	1,831	227

区分	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		合計	
	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医	指導医	指導歯科医
大学附属病院	48	14	52	7	66	16	55	34	48	13	98	31	39	15	27	11	1,733	367
国立病院等	13	0	30	0	8	0	8	0	1	0	7	0	2	0	0	0	307	0
公立病院	10	0	19	0	7	0	1	0	1	1	4	0	0	0	0	0	128	1
日赤	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	24	0
上記以外の研修指定病院	8	0	14	0	11	1	8	0	2	0	2	0	3	0	3	0	151	1
基準4の病院	1	0	4	0	1	0	5	0	1	0	10	0	10	0	5	0	125	1
計	81	14	120	7	93	17	77	34	54	14	122	31	55	15	35	11	2,468	370